愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1010 号 (諮問第 1660 号)

件名:警棒の見積書及び契約書の一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和3年5月19日

2 原処分

令和3年7月1日(一部開示決定)

愛知県警察本部長(以下「処分庁」という。)は、別表の1欄に掲げる文書 (以下「本件行政文書」という。)の一部開示決定において、同表の2欄に掲 げる部分を不開示とした。

3 審査請求

令和3年7月6日 原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和3年9月8日

5 答申

令和4年7月21日

6 審査会の結論

処分庁が、本件行政文書の一部開示決定において不開示とした別表の 2 欄に掲げる部分のうち、同表の 5 欄に掲げる部分については、開示すべきである。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例(平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。)は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、警察本部総務部会計課において管理していた、令和2年5月13日付けの軽量化警棒及び警棒の見積書並びに令和2年5月18日付けの軽量化警棒及び警棒の契約書であり、軽量化警棒及び警棒の契約書には、仕様書や警棒試験要領が含まれている。

処分庁は、別表の2欄に掲げる部分を同表の3欄に掲げる規定に該当するとして不開示としている。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、作成した業者が分かる部分及びシリアルナンバーの存否そのものについて全部開示を求める旨主張していることから、別表の4欄に掲げる部分が条例第7条第4号に該当するか否かについて、以下検討する。

(4) 条例第7条第4号該当性について

ア 条例第7条第4号は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第4号該当性について、処分庁が認めることにつき相当の理由があるか否かを、以下検討する。

イ 見積書を作成した業者が分かる部分及び契約業者が分かる部分につい て

当審査会において処分庁から説明を聴取したところ、本件行政文書のうち見積書を作成した業者が分かる部分及び契約業者が分かる部分を公にすれば、当該業者に対する脅迫・買収・強要等の犯罪行為によって、警棒の作成依頼、強度や構造又は性能といった情報の提供依頼、強度不足や構造上不備のある製品を納品させるなどの行為を誘発するおそれがあるとのことである。

これらの部分は、公にすることにより、業者に対する脅迫や警棒の性能等の情報提供の強要等の犯罪行為を誘発するなどして、将来における犯罪の予防、鎮圧に支障を及ぼすおそれがあると処分庁が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第7条第4号に該当する。

ウ 警棒に表示される内容の詳細が分かる部分について

当審査会において処分庁から説明を聴取したところ、軽量化警棒の仕様書並びに警棒の仕様書及び別紙のうち警棒に表示される内容の詳細が分かる部分を公にすれば、模倣品の作成を容易にすることとなる。そして、模倣品がインターネット等のオークションサイトに出品されたり、犯罪現場に遺留されていた場合、警棒に表示される内容の詳細が分かる部分を確認することで模倣品であることが明らかとならなければ、当該警棒の所有者に関する調査や所有者からの聞き取り、窃盗又は横領を視野に入れた捜査の検討等に時間や人員を割くこととなり、ひいては将来における犯罪の予防、鎮圧等の治安維持活動に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

当審査会において警棒に表示される内容の詳細が分かる部分を見分し

たところ、警棒のどこに、いくつ、どのような表示をするかといった具体的な表示内容が記載されていた。これらの部分については、処分庁の主張するとおり、これを公にすることにより、正規品との区別が困難な模倣品の作成を容易にすることとなると認められる。よって、将来における犯罪の予防、鎮圧等の治安維持活動に支障を及ぼすおそれがあると処分庁が認めることにつき相当の理由があると認められる。

一方、別表の 5 欄に掲げる部分については、具体的な表示内容ではないため、これを公にしたとしても、模倣品の作成を容易にすることにはつながらず、材質や具体的な表示内容等から模倣品と正規品とを区別しうることに鑑みれば、将来における犯罪の予防、鎮圧に支障を及ぼすおそれがあると処分庁が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

したがって、警棒に表示される内容の詳細が分かる部分のうち、別表の5欄に掲げる部分については、条例第7条第4号に該当せず、その余の部分については、条例第7条第4号に該当する。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表				
1 行政文書	2 開示しないことと	3 開示	4 審査請求の	5 開示すべき
の名称	した部分	しない	対象となった	部分
		ことと	部分	
		した根		
		拠規定		
•見積書(令	作成した業者が分か	条例第	全部	なし
和 2 年 5 月	る部分	7 条第		
13 日付け		4号		
で、品名が軽	社印及び代表者印	条例第	なし	
量化警棒の		7 条第		
もの)		3 号イ		
•見積書(令	見積 №. 7978 及び	条例第	なし	
和 2 年 5 月	7977 の担当者氏名及	7 条第		
13 日付け	び印	2号		
で、品名が警				
棒のもの)				
•契約書(令	契約業者が分かる部	条例第	全部	なし
和2年5月	分	7条第		
18 目付け		4号		
で、1 物件名				
及び数量・単	社印及び代表者印	条例第	なし	
価が軽量化		7条第		
警棒 60 本		3 号イ		
(@22, 220)	• 警棒(「軽量化警	条例第	・警棒(「軽量	・警棒(「軽量
のもの)	棒」硝子クラッシャ	7条第	化警棒」硝子ク	化警棒」硝子ク
	ー付) 仕様書のうち、	4号	ラッシャー付)	ラッシャー付)
	警棒の構成部品、材		仕様書のうち、	仕様書の6枚目
	質、規格、構造、形状、		警棒に表示さ	の 13 行目
	寸法、性能及び警棒		れる内容の詳	
	に表示される内容の		細が分かる部	
	詳細が分かる部分		分	
	・別紙のうち警棒の			
	形状、寸法、構成部			
	品、構造、材質、規格			
	及び化学成分の詳細			
	が分かる部分			
	・警棒試験要領3			
	(2)の検査項目の表			

	中、検査方法又は検			
	査単位の良否判定基			
	準及び試験方法等の			
	詳細の一部			
	• 警棒強度試験方法			
	のうち試験方法の詳			
	細及び判定基準が分			
	かる部分			
•契約書(令	契約業者が分かる部	条例第	全部	なし
和2年5月	分	7 条第		
18 目付け		4 号		
で、1物件名	社印及び代表者印	条例第	なし	
及び数量・単		7 条第		
価が警棒		3 号イ		
360 本	・警棒仕様書のう	条例第	・警棒仕様書の	・警棒仕様書の
(@8, 085) O	ち、警棒の構成部品、	7 条第	うち、警棒に表	4 枚目の 18 行
もの)	材質、規格、構造、形	4号	示される内容	目
	状、寸法、性能及び警		の詳細が分か	•別紙6の1行
	棒に表示される内容		る部分	目
	の詳細が分かる部分		・別紙のうち警	
	別紙のうち警棒の		棒に表示され	
	形状、寸法、構成部		る内容の詳細	
	品、警棒に表示され		が分かる部分	
	る内容の詳細が分か			
	る部分、構造、材質、			
	規格及び化学成分の			
	詳細が分かる部分			
	• 警棒試験要領3			
	(2)の検査項目の表			
	中、検査方法又は検			
	査単位の良否判定基			
	準及び試験方法等の			
	詳細の一部			
	• 警棒強度試験方法			
	のうち試験方法の詳			
	細及び判定基準が分			
	かる部分			